除く。）、同令第四十条の八の二第二十項第三号の改正規定（「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改める部分に限る。）、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同令第四十条の八の七第十項の改正規定（「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定（「第四十条の七第十六項第二号」を「第四十条の七第十六項第三号」に改める部分に限る。）、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定並びに同令第四十条の九第一項、第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項の改正規定（「第七十条の七の二第一項若しくは」を「第七十条の六の七第一項、第七十条の七の二第一項」に改める部分及び「第七十条の七の二第二項第五号」に改める部分に限る。）　文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十六　第一条中租税特別措置法施行令第四十条の八第四十項の改正規定及び同令第四十条の八の二第四十六項の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条の三十五第十項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する特定寄附信託異動申告書について適用し、施行日前に提出した第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第二条の三十五第十項に規定する特定寄附信託異動申告書については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項並びに附則第十条第二項及び第十一条第二項において「番号利用法整備法」という。）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第十条第二項及び第十一条第二項において「平成二十五年旧法」という。）第四条の五第三項の規定により同項に規定する特定寄附信託申告書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の三十五第十項の規定により同項に規定する特定寄附信託異動申告書を提出していない者に限る。）が、施行日以後最初にその者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。附則第十条第二項及び第十一条第二項において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。附則第十条第二項及び第十一条第二項において同じ。）を変更した場合における新令第二条の三十五第十項の規定の適用については、同項中「書類（その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所若しくは居所及び変更後の氏名若しくは住所若しくは居所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」とあるのは「書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該書類」とする。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　新令第五条の三第十三項の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第六十二条の規定により読み替えて適用する改正法第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の二第一項の規定を適用する場合における新令第五条の四の規定の適用については、同条第一項中「法第十条の二第一項第一号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第六十二条の規定により読み替えて適用する法（次項において「読替え後の法」という。）第十条の二第一項各号」と、「エネルギー（同号」とあるのは「エネルギー（同項第一号」と、「。以下この項」とあるのは「。以下この項及び次項」と、「同号に規定する特定事業者又は」とあるのは「同条第一項第一号に規定する特定事業者又は同項第二号に規定する」と、「（以下この項に」とあるのは「（次項に」と、「以下この項及び次項」とあるのは「次項」と、「同号の」とあるのは「同条第一項各号の」と、「とし、同号に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものは、特定加盟者が取得等をする特定高度省エネルギー増進設備等のうち、当該特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業（同号に規定する特定連鎖化事業をいう。）に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする」とあるのは「とする」と、同条第二項中「法第十条の二第一項第二号に規定する政令」とあるのは「読替え後の法第十条の二第一項第二号に規定する工場等に係るものとして政令」と、「機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条第一項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、法第十条の二第一項第二号に規定する認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、同条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化」とあるのは「特定加盟者が取得等をする特定高度省エネルギー増進設備等のうち、当該特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業（同号に規定する特定連鎖化事業をいう。）に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　個人が改正法附則第六十四条第二項の適用年において同項の規定の適用を受ける場合における当該適用年に係る新令第五条の六の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新令第五条の七第二項の規定の適用については、同項中「、第十条の五の四第七項及び第十条の五の五第七項」とあるのは、「及び第十条の五の四第七項」とする。

（個人が次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却に関する経過措置）

第七条　改正法附則第六十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十三条の二の規定に基づく旧令第六条の六の規定は、なおその効力を有する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第八条　新令第二十二条の九第一項の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。